



ユリ

ジェイシス税理士法人

〒543-0001
大阪市天王寺区上本町
8-9-23 JKPLACEビル2F
TEL 06 (6770) 1801
FAX 06 (6770) 1811
<http://www.jcss-tax.com/>

7月

(文月) JULY
21日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

ワンポイント 滞納による差押財産の換価の猶予

国税の滞納により差し押さえられた財産は、滞納国税が納付されないと公売（換価）して滞納国税に充てられますが、事業の継続が困難になる等一定の理由があるときは、換価が猶予されます。従来、換価の猶予は税務署長の職権によるもののみでしたが、来年4月からは滞納者の申請によるものも加えられます。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付 7月10日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日



7月から、地震保険料の保険料率が改定されるとともに、建物の免震や耐震性能に応じた割引制度の見直しが行われます。

地震の発生確率

日本の国土面積は、世界の0.25%しかありませんが、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約20%は日本で発生しています。マグニチュード6以上の地震の震源が集中する日本は、地震大国といえますが、地震がいつ、どこで発生するのかを予測することはできません。しかし政府の地震調査研究推進本部は、「確率論的地震動予測地図」を作成し、地震の発生確率を確認できるようにしています。これは、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図です。

確率論的地震動予測地図をみると、太平洋側の大部分が26%以上の確率となっています。30年以内に交通事故で負傷する確率が24%とされていますので、それよりも高い確率で地震が発生するとみられています。

基準料率の改定

地震保険の基準料率の算出には、上述の確率論的地震動予測地図が用いられています。これが2012年に見直されました。従来のもの

のと比べて、震源データの追加や更新がされたことや、地震の規模の見直しがされたことで、東日本を中心に料率が引き上げられるという影響が出ました。また地盤データの見直しもされたことで、全国的に料率が改定されています。

引上げ率や引下げ率は、都道府県や建物の構造ごとに異なっており、また引上げ率を最大30%までとする激変緩和措置が設けられています。基準料率は全国平均で15.5%引上げになりました。

等区分の改定

「等地」とは、建物がある地域を、地震の危険度に応じて都道府県ごとに設定したものをいいます。従来1等地から4等地まで4区分に分類されていました。

2012年に地震保険制度に関するプロジェクトチームから、「震源モデルを見直すことでさらに料率格差が拡大する可能性があり、等区分による料率格差は合理的な説明のつく範囲で平準化する方向で見直すべきである」という提言がされました。そこで、今回の料率改定で従来の4区分から3区分に集約されました。

等区分の変更によって、保険料が下がる地域もあります。例えば、長野県や滋

賀県など従来は2等地であったのが改定により1等地に下がった県では、保険料が変わらないか改定によって下がることになります。

割引率の拡大

地震保険制度に関するプロジェクトチームは耐震割引について、「耐震化のインセンティブ強化のため、耐震割引にメリハリを利かせるべきであり、割引制度の活用を促進させるために手続きの簡素化について検討すべきである」と提言しました。

そこで、免震建築物割引や耐震等級割引の割引率を拡大しました。具体的には、免震建築物と耐震等級3の建物の割引率は従来の30%から50%に、耐震等級2の建物の割引率は20%から30%になりました。それ以外の割引制度については、割引率が据え置かれました。

また、割引制度を利用しやすくするため、確認資料の範囲が拡大されました。従来は、①住宅性能評価書、②長期優良住宅の認定通知書、③耐震性能評価書のいずれか1つが必要でした。これらに加えて新たに、④フラット35Sの適合証明書、⑤住宅性能証明書、⑥認定長期優良住宅建築証明書、⑦共用部分・検査評価シートが追加されました。

レッドリストとは

世界には、約2万種の野生生物が、絶滅の危機に瀕しています。これらの野生生物をリストアップしたものを「レッドリスト(正式名称は、絶滅のおそれのある種のレッドリスト)」といいます。このリストは、スイスに本部があるIUCN(国際自然保護連合)によって発表されています。

日本でもIUCNの評価基準に基づいて、環境省が独自のレッドデータブックとレッドリストを作成しています。

評価基準

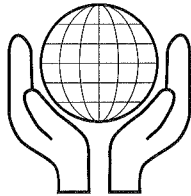
IUCNでは、野生生物ごとに絶滅危機の度合いを専門分野の研究者グループが査定をし、危機ランクを付けています。危機ランクの高い方から順に、「絶滅種(EX)」・「野生絶滅種(EW)」・「近絶滅種(CR)」・「絶滅危惧種(EN)」・「危急種(VU)」・「近危急種(NT)」・「低危険種(LC)」に分類しています。このうちCRとENとVUが、「絶滅のおそれのある野生生物」とされています。

前回の査定から個体数や生息域の減少が確認された種は、より高いランクが付けられ、逆に回復が認められた種についてはランクが下がったりリストから外されたりします。

調査の現状

IUCNでは、哺乳類・鳥類・両生類について研究データの分析が進んでいます。リストによると、哺乳類と

レッドリスト



鳥類はそれぞれ1,000種以上、両生類は2,000種弱がリストアップされています。これまでに存在が知られている哺乳類は約5,000種、鳥類では約10,000種ですので、全体の1割から2割が絶滅の危機に瀕しているといえます。

レッドリストと レッドデータブック

絶滅のおそれのある動物および植物にランクを付けて、種ごとにデータをまとめたものをレッドデータブックといいます。レッドデータブックは、1966年に初めてIUCNが発行しました。

レッドリストは、レッドデータブックよりも広範で、哺乳類・鳥類・両生類・爬虫類・魚類・無脊椎動物が網羅されています。また、主な脅威なども示されています。レッドリストは1986年に第一版が刊行され、その後、定期的に続版が刊行されています。そして2006年以降は毎年更新されています。また2000年以降はデータベース化され、現在は

すべてのデータをインターネットで検索することができます。

日本では

前記のように環境省では、レッドリストやレッドデータブックを作成しています。日本のレッドリストは、日本に生息・生育する野生生物について、生物学的観点から絶滅の危険度を科学的・客観的に評価しリストにまとめたもので、だいたい5年ごとに公表されています。また、レッドデータブックは、レッドリストに掲載された種について、生育状況や生存の危機に瀕している原因などを解説した書籍で、だいたい10年ごとに刊行されています。

日本のレッドリストは、IUCNの2001年版で設定された絶滅の度合いを測る基準を基に作成されています。しかし、環境省のレッドリストの評価とIUCNの評価が必ずしも一致しているとは限りません。また、それぞれのリストで分類が一致していないといったことも起こっています。

環境省以外に各都道府県でも、レッドリストは作成されています。国レベルでは見えない地域ごとの野生生物の危機を明らかにする観点から、各県版のレッドリストの意義は大きいといえます。ただ都道府県によっては、情報や調査の更新がされず、ほとんど活用されていない場合もあります。レッドリストの評価や活用については、まだまだ課題があるようです。

本格化する超高齢社会

WHO（世界貿易機関）や国連の定義によると、総人口に占める65歳以上人口の割合（以下「高齢化率」といいます）が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされています。

内閣府が発表した「平成25年版高齢社会白書」によると、平成24年10月1日現在の日本の総人口は1億2,752万人、65歳以上人口は3,079万人で、高齢化率が24.1%に上昇しました。日本の高齢化率は、昭和45年に初めて7%を超えました。その後も高齢化率は上昇を続け、平成6年には14%を、平成19年には21%を超えました。

平均寿命は、平成23年現在、男性は79.44歳、女性は85.90歳と、ほぼ毎年上昇を続けています。このまま推移すると2060年には女性の平均寿命が90歳を超えると推

計されています。一方で、少子化も進んでいます。

1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する「合計特殊出生率」ですが、人口を長期的に維持するために必要な水準は2.1程度とされています。この指標は、第1次ベビーブーム以降急速に低下し、昭和50年には2.00を下回り、平成17年には過去最低の1.26を記録しました。平成23年には少し持ち直しましたが、それでも1.39ととても低い水準で推移しています。

超高齢社会は、日本だけの問題ではありません。2010年（平成22年）現在、イタリアやドイツの高齢化率は20.4%と21%を超えるのも時間の問題です。2060年にはイギリスやフランスなど多くの先進諸国で高齢化率が21%を超えると推計されています。

超高齢社会が本格化するなか、政府による抜本的な対策が急がれます。

レアアース

強力な磁石の材料や排ガス浄化触媒など様々な分野で、「レアアース」が利用されています。レアアースは、元素の周期表では第三族に属し、全部で17種類あります。

従来日本は、レアアースのほとんどを中国から輸入してきました。しかし2010年に中国が日本へのレアアースの輸出を止めたことで、中国への依存を低くする取り組みが進められました。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、希少金属であるレアアースの代替材料や使用量低減技術の開発を進めています。開発内容は、透明電極向けインジウム使用量低減技術開発など10項目が挙げられています。

NEDOでは、この事業について公募を行い、実用化が期待される提案に対して助成金を交付するとしています。公募は3月に行われ、7月には助成金を交付する事業が採択される予定です。

インサイダー取引

上場企業の役員などの会社関係者は、投資家の投資判断に影響を及ぼす情報に接する立場にあります。このような内部者情報を未公開であると知りながら有価証券の取引を行うことを、インサイダー取引といいます。インサイダー取引に関しては、昭和六十三年に規制が設けられ、その後改正が加えられ現在に至っています。

対象となる会社関係者とは、上場会社の役員やその会社の株式を3%以上保有する株主、その会社の取引先や会計監査を行う公認会計士などです。これらの者は、増資や合併などの情報が公表される前にその会社の株式の売買などを行うことが禁じられています。違反者には、五年以下の懲役または五〇〇万円以下の罰金、または五億円以下の罰金が科せられます。